

令和 年 月 日

こまち農業協同組合
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

1、事業者の概要

事業者の名称	こまち農業協同組合
主たる事務所の所在地	〒012-0825 秋田県湯沢市北荒町5番8号
代表者	代表理事組合長 遠田 武
設立年月日	平成10年6月1日
電話番号	0183-78-2211

2、事業所の概要

事業所名	J Aこまち小規模多機能型居宅介護 夢こまちはたの	
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	
事業所の所在地	秋田県湯沢市倉内字三ツ屋6番1	
電話番号／FAX	0183-78-2060 /0183-78-2030	
指定年月日・事業所番号	平成25年3月1日指定	0590700084
管理者氏名	高橋 敬	
登録定員	25名	通いサービスの定員 15名/1日 宿泊サービスの定員 9名/1日
サービス提供地域	湯沢市	

3、事業の目的と運営方針

(目的)

住み慣れた地域で生活するために介護保険法令に従い利用者が可能な限り、暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

(運営方針)

- 住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図ります。
- 一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送れるように支援します。
- 常に利用者の立場で、適切な介護技術をもって親切丁寧にサービスを提供します。

4、居室等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
宿泊室	洋室6、和室3	内トイレ付1室
居間兼食堂	1室	
トイレ	2か所	
浴室	2室	デイの大浴場、個別介護浴槽 使用可
脱衣室	2室	
消防設備	スプリンクラー	
	自動火災報知機	
	消火器	
その他	緊急コール	全室

5、事業所の職員体制

職種	職員数	常勤	非常勤
管理者	1名	1名	
介護支援専門員	2名	2名	
看護職員	2名	1名	1名
介護職員	19名	6名	13名

6、営業時間およびサービス提供時間

営業日・営業時間	年中無休 午前8時30分～午後5時30分
通いサービス	基本時間 午前9時30分～午後4時
訪問サービス	随時
宿泊サービス	基本時間 午後4時～翌日午前9時30分

※緊急時並びに必要時において柔軟に通い、訪問および宿泊サービスを提供します。

※24時間連絡が取れる体制をとっています。

7、提供するサービスの内容

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。具体的にどのような頻度、内容で行うかについてはご契約者と協議のうえ、小規模多機能型居宅介護計画、個別サービス計画に定めます。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

- ① 日常生活の援助 日常生活動作能力に応じて必要な介助を行います。
- ② 健康状態の確認 利用者の血圧測定など全身状態の把握をいたします。
- ③ 生活支援 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種の生活支援(アクティビティ活動)を提供し、生活の質の向上を目指します。

イ 日常生活動作に関する訓練

ロ レクリエーション

ハ 作業活動(園芸、手芸、料理他物づくりなど)

ニ 行動活動(地域における活動への参加、外出支援等)

ホ 趣味活動(買い物支援、ドライブ等)

- ④ 送迎支援 「通い」「宿泊」に伴う送迎を専用車両で行います。
- ⑤ 入浴支援 入浴困難な利用者に対して、一般浴槽、状態によって個浴型介護浴槽により、必要な入浴を支援します。

イ 衣服の脱着

ロ 身体の清拭、洗髪、洗身他

⑥ 食事支援

イ 準備、後始末の介助

ロ 食事摂取の介助

ハ 口腔ケアの介助他

- ⑦ 排泄支援 利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに排泄の自立についても適切な援助を行います。

- ⑧ その他必要と認められる支援。

(2) 訪問サービス

利用者の自宅に訪問し、日常生活上の援助や介護を行います。

(3) 泊りサービス

事業所に宿泊していただき、生活支援全般を行うと共に、安楽な睡眠のための介護を行います。

(4) 相談、助言等

利用者およびその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言、申請代行等を行います。

- ① 日常生活に関する相談、助言
- ② 認知症高齢者を抱える家族への相談、助言
- ③ 福祉用具の利用方法の相談、助言
- ④ 住宅改修に関する情報の提供
- ⑤ 医療系サービスの利用についての相談、助言他
- ⑥ 日常生活を営む上での必要な行政機関に対する手続き

- ⑦ 家族・地域との交流支援
- ⑧ その他の必要な相談、助言

8、サービス利用料金および利用者負担

(サービス利用料金) 別紙

※介護保険の適用がある場合は、介護保険負担割合証に示された利用者負担となります。

(サービス提供地域外の場合の交通費)

通常の事業の実施地域を越えて行う場合の交通費は1 k m毎に20円を乗じた金額となります。

(介護保険給付限度額超過の場合)

要介護別に定められている介護保険給付限度額を超過するサービス提供分については、超過分につき全額自己負担となります。

(その他の費用)

上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

(利用の中止変更追加について)

- ①利用日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は原則として実施日の2日前までに事業者申し出てください。
- ②利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)になるため、サービスの利用等を変更された場合も1か月の利用料は変更されません。
- ③サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスが提供できない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議いたします。
- ④月の途中で入院したり、または月の途中で登録された場合、日割り計算で請求させていただきます。ただし、入院期間が月をまたがない場合は定額請求となります。

9、小規模多機能型居宅介護計画について

利用者の心身の状況、希望および状況を伺い、適切なサービスを提供するために、利用者・家族等介護者と協議の上で小規模多機能居宅介護計画を作成し、またその実施状況を評価します。小規模多機能型居宅介護計画は書面に記載してご契約に説明の上同意を得ます。

10、利用料金の支払方法

利用料金の支払は、月末締切の翌月20日（ただし20日が休日の場合は翌営業日とする）とし、原則として、契約者（または代理人）名義の当JA貯金口座振替（貯金口座振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。指定日に振替ができなかった場合は、月末に再振替を行います。やむをえない事情で他の金融機関をご利用される場合は、処理日を20日と致します。やむを得ず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業者に支払い、利用者はその後市町村から保険給付分（9割）を受けることになります。

11、緊急時ならび看取りにおける対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。また看取りの状況においては看護師と24時間連絡可能な体制をとります。

利用者の主治医	医療機関の名称	・
	氏名	・
	所在地	・
	電話番号	・
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄）	・
	電話番号	・

12、事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13、損害賠償責任保険への加入

夢こまちはたのは、下記の損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社名	共栄火災海上保険株式会社
---------	--------------

14、非常災害対策

夢こまちはたのは、所在地の環境及び利用者の状態に応じて、事業所別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。また、業務継続に向けた取り組みのため、事業継続計画の策定をしております。

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する該当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15、感染症対策

夢こまちはたのは、感染症の発生、または蔓延しないように、次の掲げる措置を講じます。

- ①職員の清潔の保持、及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に務めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④事業所における感染症の予防、及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16、虐待防止対策

夢こまちはたのは、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ①事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ②当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④事業者は次の通り虐待防止責任者を定めます。 役職：管理者 氏名：高橋 敬

17. 身体拘束等の適正化

夢こまちはたのは、ご利用者への身体拘束の防止および適正化のための整備を行うとともに、その従業者に対し、身体拘束防止、適正化を啓発・普及するための措置を講じます。

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- ②身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。
- ④当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行いません。
- ⑤やむ得ず身体拘束を行う場合は、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。

18. ハラスメント対策

夢こまちはたのは、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等も対象となります。
- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

19、協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変当に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連絡体制を整備しています。緊急時医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記医療機関において診療を受けることができます。

協力医療機関名	T E L	所在地
J A秋田厚生連雄勝中央病院	0183-73-5000	湯沢市山田字勇ヶ岡 25
佐藤歯科医院	0183-73-2720	湯沢市前森 1-2-11

20、苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0183-78-2060 面接場所 当事業所の相談室 高橋 敬 ・ 阿部 愛美
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

	公的機関名	電話番号
苦情受付機関	秋田県健康福祉部長寿社会課介護保険班	018 (860) 1363
	湯沢市福祉保健部長寿福祉課高齢介護班	0183 (73) 2111
	秋田県国民健康保険団体連合会	018 (883) 1550

21、運営推進会議の設置

当事業所では、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】	
構成員	利用者、利用者家族、地区諸組織代表者、地域住民代表者等 市役所職員、J A施設職員
開催	概ね2か月に1回
会議録	内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

22、サービスの利用にあたっての留意事項

- ①サービス利用にあたっては医師の診断や日常生活の留意事項、健康状態などを本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけてください。
- ②所持金は自己の責任で管理してください。
- ③事業所内の設備や器具は本来の用途に従ってご利用ください。ご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ④火器の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないようにしてください。
- ⑤持ち物
 - ・入浴時に着替えを行う方は着替えの衣類。
 - ・オムツの必要な方はその枚数をご用意ください。
 - ・薬（内服薬・塗り薬・目薬等）の必要な方はご持参ください。
 - ・ひげそり、歯ブラシ、歯みがき用コップ
 - ・その他必要と思われる物

令和 年 月 日

事業者は、重要事項説明書について説明しました。

事業所 所在地 秋田県湯沢市倉内字三ツ屋6番1
事業所名 JAこまち小規模多機能型居宅介護
夢こまちはたの

管理者氏名 ⑩

説明者氏名 ⑩

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

代理又は立会人

住所 _____

氏名 _____ ⑩